

気仙沼市立病院床頭台運営事業に関する仕様書

1 目的

本仕様書は、気仙沼市立病院（以下「本院」という。）において床頭台の運営を行う事業者（以下「事業者」という。）が、業務を行う上で床頭台等の使用許可を受けるに当たり、本院が必要とする条件等を定める。

2 使用場所・使用用途

(1) 気仙沼市立病院 気仙沼市赤岩杉ノ沢 8 番地 2

(2) 使用用途

- ①プリペイドカード方式により課金する、テレビ・冷蔵庫・ランドリー等を備えた間仕切家具及び課金しないテレビ並びに当該システム運用に必要な機器等(以下「床頭台等」という。)を設置・運営し、患者の療養環境の利便性・快適性の向上を図ること。
- ②プリペイドカード販売機・精算機による当該カードの発行、補充、精算（契約終了後の期間含む）及び現金収納等を行うこと。
- ③床頭台等に使用するテレビは院内放送対応であること。
- ④院内放送コンテンツは、テレビカード無しで無料視聴できること。

3 設置する機器の仕様等

(1) 設置する機器の種類、場所及び数量

- ①設置する機器の種類・場所・数量は別紙①参照とすること。
- ②設置する機器は新品であること。

(2) 設置する機器の仕様

①床頭台（別紙②該当）

- ア W482×D665×H1725mm であること。
- イ メンテナンス性・清拭性に優れた木製キャビネットであること。
- ウ 表面材は全てポリエステル化粧板加工であること。
- エ 部材はF☆☆☆☆を使用していること。
- オ キャスターロックは一箇所操作（ペダル操作で踏んでロック・跳ね上げて解除等）ができること。
- カ 引出鍵はABS樹脂製のプレートキーであること。
- キ 無課金で使える電源コンセントを配置してあること。
- ク 19 インチの地上デジタル液晶テレビであること。
- ケ 地上デジタル放送・BSデジタル放送・ケーブルテレビが視聴可能であること。
- コ 前面にイヤホン端子を設置してあること。
- サ 院内放送に対応できること。

- シ 床頭台に固定の天吊りアーム等でテレビを患者が視聴しやすい様左右にスライド移動することができ、使用しない場合はテレビを上側に格納できること。
- ス キャビネットに収納できる 24 リットル以上の冷蔵庫であること。
- セ 冷蔵温度 5 度以下の冷却能力があるノンフロン製品のペルチェ方式であること。
- ソ 内外装は抗菌仕様で、扉は引出方式、商品は国産製品であること。
- タ シックハウス対策を施してあること。
- チ キャビネットの両側面にタオル掛があること。
- ツ 転倒防止に配慮し、耐震性に優れていること。

②チェスト（別紙③該当）

- ア W612×D506×H900mm であること。
- イ 表材部は全てポリエステル化粧板加工であること。
- ウ 部材はF☆☆☆☆を使用していること。
- エ キャスターロックは一箇所操作（ペダル操作で踏んでロック・跳ね上げて解除）ができること。
- オ ①と同一メーカーで製作されたものであること。

③床頭台（別紙④該当）

- ア W500×D590×H750mm であること。
- イ メンテナンス性・清拭性に優れた樹脂製キャビネットであること。
- ウ 引出しやサブテーブルは取外して丸洗いできること。
- エ 両側面にタオル掛を配置しており、故障の際は部品交換で対応できること。
- オ ①と同一メーカーで製作されたものであること。

④バゲッジラック（別紙⑤該当）

- ア W450×D500×H870mm であること。
- イ 表材部は全てメラミン化粧板加工であること。
- ウ 部材はF☆☆☆☆を使用していること。
- エ 扉内部は稼動棚が一枚設置してあり、オープンスペースは下足入があること。
- オ ①と同一メーカーで製作されたものであること。

⑤液晶 TV（別紙⑥該当）

- ア 13.0 型以上のアーム式液晶テレビであること。
- イ フレキシブルアームで最適な位置で調整できること。
- ウ ケーブルはアーム内部にハウジングされていること。
- エ 64 台ベッドのヘッドボードに取付けできること。また、ヘッドボード及びフロアスタンドで運用する際に必要な取付けを全て行い設置すること。
- オ 電源・入力切替・チャンネル・音量設定がリモコン及び本体で操作できること。
- カ イヤホンジャックを前面に配置していること。
- キ 国内メーカー製品であること。

ク テレビに取付けるアームは、角度や上下の向きを広域に調整できること。

ケ 患者が寝ながらでも視聴できるものであること。

⑥乾燥機（7台）

ア 乾燥容量が4.5Kgであること。

イ マイコン制御で残時間をデジタル表示できること。

ウ 天面排気方式で省スペース設計であること。

⑦洗濯機（7台）

ア 選択脱水容量が4.5Kgであること。

イ 標準使用水量が110L以内であること。

ウ 運転目安時間が35分以内であること。

エ 万が一の事故を防ぐ蓋ロック機構があること。

⑧乾燥機用架台（7台）

ア 上記⑥の専用架台であること。

イ 架台の高さを2段階で調整できること。

⑨ランドリー用タイマー（7台）

ア プリペイドカード販売機によるテレビカードで運用できること。

⑩院内放送コンテンツ

ア 本院が作成する入院案内等の動画の提供を受け、当該動画を床頭台の専門チャンネル等で視聴できること。

4 契約形態及び契約期間

(1) 契約形態

事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用することとする。

(2) 契約期間

契約期間は、契約を締結した日から令和14年3月31日とする。なお、この契約期間には、事業者が設置に向けて行う備品、器具類等の持込み、契約終了に伴う原状回復期間を含めることとする。

5 使用料

(1) 使用料

ア 行政財産の目的外使用料は免除する。

イ 提案により、定額又は月の売上額に一定の率を乗じて得た額を納入することができるものとし、別に定めるところによりこれを契約事業者の選定において評価する。

(2) その他

ア 使用料の納入時期及び回数は、本院と協議の上、決定する。

イ 提案後又は契約期間中、消費税率の改定その他類似の税制度の変更、新設等があった場合には、本院と使用料の見直しに関する協議を行うこと。

6 必要経費等の負担

(1) 次に掲げる営業に係る費用は、全て事業者の負担とする。

ア 運営のための床頭台等購入費及び設置費

イ 通信設備設置費及び通信費（内線電話の使用料は無料）

ウ 梱包材等廃棄物の処分費

エ 利用者による事業者所有設備汚損、破損に対する対応経費

(2) 事業運営に当たり第三者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

(3) 事業運営のため事業者が講じたセキュリティー経費

(4) 契約終了に伴う原状回復に係る費用

(5) その他床頭台運営に関する一切の経費

7 損害賠償等

(1) 事業者は、その責めに帰すべき理由により、使用物件及び本院施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこととする。ただし、事業者の負担により原状に回復した場合は、この限りでない。

(2) 前号に定める場合のほか、事業者は、本仕様書に定める義務を履行しないため本院に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこととする。

(3) 地震等の災害により、床頭台の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、責任区分を協議し、本院又は事業者が、速やかな復旧に努めることとし、復旧に係る経費は、その責任区分によって復旧に当たった者の負担とする。

(4) 利用者とのトラブル等は、迅速かつ誠実に対応し、速やかに本院に報告することとする。なお、本院は、本院の責めに帰すことが明らかな場合を除き、当該床頭台に係わる盗難事故や破損事故等に関して一切の責任を負わない。

8 原状回復

契約終了に際しては、原状に回復すること。

9 禁止事項等

(1) 事業者が、使用物件を床頭台以外の用途で使用することを禁じる。

また、使用物件は、最善の注意をもって維持管理すること。

(2) 本院敷地内は禁煙とする。

1 0 運営に当たっての留意事項

- (1) 病院管理上の諸規則その他法令など規則等を遵守すること。
- (2) 災害発生時、必要に応じて商品等を本院に提供協力すること。
- (3) 事業者が直接経営するものとし、使用許可物件を第三者に譲渡・転貸または使用貸借等しないこと。
- (4) 運営事業責任者を定め、その氏名、住所、連絡先を記載した文書を本院に提出すること。
- (5) 職員は地元雇用に最大限配慮するものとする。
- (6) 業務従事者は、清潔感のある身なりで業務に当たるとともに、利用者に対しては、親切丁寧な接遇に努めること。また、事業者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の実施に努めること。
- (7) 個人情報保護及び守秘義務を徹底すること。
- (8) 商品及びサービス等について改善すべき事由が生じた場合には、本院と協議し、速やかに必要な措置を講ずること。
- (9) 常に整理整頓に心がけ、周囲の清潔保持に努め、本院の美観、衛生環境を損なわないようにすること。
- (10) 毎月、前月分の売上実績額等、本院が求める定期報告を行うこと。
- (11) 運営開始後、本院から床頭台等への機能の付加に関する合理的な範囲内の提案があった場合は、本院と協議の上、その実現に努めるものとする。
- (12) その他、本仕様書に定めのない事項については、本院と事業者が協議の上、決定すること。

1 1 気仙沼市立病院の概要

- (1) 所在地 気仙沼市赤岩杉ノ沢 8 番地 2
- (2) 建物の概要

ア 建築面積	8,174.44 m ²
イ 延床	28,944.06 m ²
ウ 階数	地上 6 階，地下 1 階
エ 構造	SRC 一部 S 構造（免震構造）
- (3) 病床数 340 床（一般病床 336 床，感染症病床 4 床）
- (4) 外来患者数 1 日当たり 847.4 人（令和 5 年度）
- (5) 入院患者数 1 日当たり 263.2 人（令和 5 年度）